

令和 5年4月3日

事業者 各位

[石川労働局長登録教習機関 登録番号第3号]
(一社)七尾労働基準協会

安全衛生推進者の養成講習の実施について

労働安全衛生法(第12条の2)安衛則(第12条の3)及び平成26年3月28日付け基発第0328-6号「安全推進者の配置等に係るガイドライン」では、10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、安全衛生推進者(下記※記載の業種以外の業種の事業場の場合は衛生推進者)を選任し、「労働者の危険又は健康障害を防止及び職場の安全及び衛生の確保等の職務を行わせなければならない」と定められています。

つきましては、有資格者確保のため、石川労働局長の登録を受けて標記の講習を下記のとおり実施しますので、この機会に担当者の受講についてお願いいたします。

労働者数が10人未満の事業場はこの講習の受講・選任の義務はありません。
また、労働者数が50人以上の安全衛生委員会設置事業場におかれましては、同委員会の委員の皆様にもこの安全衛生推進者養成講習を受講されますようお願いいたします。
既に有資格者が選任されている場合は、再度受講する必用はありません。
担当者の交代や新たに選任された場合を想定しご案内しているものです。

また、事業経営者様ご本人の受講は大歓迎ですが、安全・衛生推進者の職務を業務として任せられる担当者の受講が望ましいものです。

※林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、各種商品卸売業、各種商品小売業、旅館業、ゴルフ場業 及び 小売業、社会福祉施設、飲食店

※新型コロナウイルス感染対策については、政府発表の対策を全日実施します。



記

1 実施月日・会場 (学科のみの10時間(計1.5日間)講習です)

◇実施日 令和5年6月29日(木) 9:00~17:15 6月30日(金) 9:00~12:10 ※受付8:30~8:50です。	◇会場 ワークパル七尾 【七尾市シルバー人材センター内】 (七尾市小島町西部1番3)
---	---

2 受講資格 特になし

※担当者は単独より複数が理想的です。計画的にスタッフを増やしましょう!

※職長教育との違いについては、次ページ9その他をご参照ください。

3 定員 20~30名程度

4 申込期日 令和 5年6月15日(木) まで

※期日になっても受講申込者が10人未満の場合は中止させていただきます。
 その場合は申込者には6月16日にその旨ご連絡し、受講申込書は返送いたします。
 以上、ご了承のうえお申し込み願います。

5 受講申込み・受講料納入の方法

(1) 受講申込書に必要事項を記入し、申込書に必要な写真2枚(サイズ縦30mm×横24mm、6ヶ月以内に撮影したもの)及び本人確認書類(自動車運転免許証・健康保険証の写し)を添付して郵送によりお申し込みください。

〒926-0852 七尾市小島町西部19-2 (一社)七尾労働基準協会 宛

(2) 受講申込みをされた方には、受講申込者が10人以上となった時点で

① 受講申込書に受講番号を入れた受講票【当日ご持参】

② 受講料納入口座・期日等のご案内書

① ②を同時にFAX送信いたしますので、②案内書が届きましたら記載の期日までに受講料を納入下さい。

6 受講料

区分	受講料	消費税	テキスト代	合計
会員	14,000	1,400	550	15,950円
非会員	14,000	1,400	1,760	17,160円

【会員とは (一社)七尾労働基準協会の会員事業場の経営者様及び従業員様です。】

7 キャンセルについて

※申出日によって次のとおり返金します。【送金料は差引かれます】

キャンセル申出日	受講料(税込)	テキスト代
申込期日 6/15 まで	全額返金	全額返金
6/16 から 6/26 まで	全額返金	返金なし
6/27 から 6/28 まで	80%返金	返金なし
講習当日	返金なし	返金なし

※新型コロナウイルス感染状況により開催が困難な事態となった場合は、受講料等の費用は全額返金又は申請保留となります。

8 修了証の交付について+

受講者には、講習終了後、法に基づく資格者の証である『安全衛生推進者養成講習修了証』を交付しますので、事業場に掲示(※掲示の義務)願います。

(※労働安全衛生規則第12条の4)

9 その他(よくある質問) <職長教育との違いについて>・・・解説

安全衛生推進者は・・・「10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は」、この養成講習を受講した者(安全衛生推進者)等を選任し、氏名を掲示するとともに職場の安全及び衛生の確保等の職務を行わせなければならない。と定められており。

また、職長は・・・「部長・課長・係長・主任・監督・代理人等、職場の規模や職名に関わりなく、労働者を直接指揮又は監督する者を選出した場合に」、職長教育・安衛責任者教育を行わなければならない。となっているものです。

以上、労働安全衛生法では事業場にあつては、職場の安全・労働衛生について多角的にスタッフを養成していただき、職場の安全や労働者の健康確保を推進していただく仕組みとなっています。